自衛隊馬毛島基地(仮称)に空自救難隊の配置を求める意見書

鹿児島県においては、離島における救急患者について、特に悪天候や夜間等の理由により鹿児島県のドクターヘリや消防・防災ヘリの出動が困難な場合、鹿児島県知事からの災害派遣要請に基づき、自衛隊により搬送されており、自衛隊による離島からの急患搬送は、西之表市民の安全と安心の確保に大きな役割を果たしてきたところである。

このような中、離島からの急患搬送に貢献してきた海上自衛隊鹿屋航空基地内の第22航空隊鹿屋航空分遣隊が令和4年度末で廃止され、同分遣隊において急患搬送に使用されている救難へリUH-60Jについても令和4年度内に除籍されることが明らかとなった。

鹿屋救難へリ除籍後の搬送体制については、現在、防衛省と鹿児島県とにおいて協議・検討がなされているところではあるが、航空自衛隊新田原基地の新田原救難隊に引き継がれることも想定される。

その場合、航空自衛隊新田原基地から本市までの所要時間は、およそ40分程度となり、これまでの所要時間の2倍を超える時間を要することとなり、1分1秒を争う急患搬送において、離島の住民にとっての影響は極めて大きなものとなる。

この影響を回避するためには、現在、防衛省において整備が進められている自衛隊馬毛島基地(仮称)を活用し、新田原救難隊を自衛隊馬毛島基地(仮称)に移転させ、「馬毛島救難隊」として南西諸島北部地域の急患搬送の任務を担任してもらうことも有効な手段の一つと考える。

このことにより、現状よりも急患搬送に要する時間の短縮が図られ、より多くの離島住民の命を救うことが可能になるとともに、自衛隊航空機の事故発生時における搭乗員の捜索・救助活動もより効果的に遂行が可能と考える。

よって、本市議会は、現在、防衛省において整備が進められている自衛隊馬毛島基地(仮称)を活用し、新田原救難隊を自衛隊馬毛島基地(仮称)に移転させ、「馬毛島救難隊」として南西諸島北部地域の急患搬送の任務を担任してもらうことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

鹿児島県西之表市議会